

平成24年7月31日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故  
該当案件無し
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因が疑われる事故 7件  
(うちホームシアターシステム1件、照明器具2件、手すり(床置き式)1件、  
蛍光ランプ1件、エアコン1件、ウォーターサーバー1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因か否かが特定できていない事故 3件  
(うち電気蒸留水器1件、エアコン(室外機)1件、電気こんろ1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故情報検討会及び第三者委員会合同会議(※)において、審議を予定している案件  
該当案件無し

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

(管理番号A201100051、A201100589及びA201100618を除く。)

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

## 6. 特記事項

### (1) 矢崎化工株式会社が製造した手すり(床置き式)について (管理番号A201100618)

#### ① 事故事象について (平成23年11月29日に公表したものを調査結果を踏まえ再掲載)

使用者(80歳代)が矢崎化工株式会社が製造した手すり(床置き式)のパイプ間に首が挟まった状態で発見され、死亡が確認されました。

当該製品は、上下2段の手すりがある床置き式介護手すりで、使用者の頭部が入り込んでいたすき間の寸法は、幅268mm、高さ168mmでした。

調査の結果、事故原因は、当該製品の上段手すりと下段手すりのすき間が、使用者の頭部が入り込む寸法であったため、何らかの原因により使用者の頭部が当該製品の手すりのすき間に入り込み、事故に至ったものと考えられます。

#### ② 再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象機種(下記③)について、平成23年12月からホームページ及び製品同梱用のパンフレットにおいて、設置や使用上の注意等を掲載するとともに、販売店を通じてフレームに貼付する警告シールの配布を実施し、安全使用に関する注意喚起を行っています。また、平成24年4月から販売店を通じて手すりの枠内を狭める「サポートベルト」の無償配布を実施しています。

#### ③ 対象製品：型式(ユニット番号)、対応サポートベルトの型式

型式(ユニット番号)	対応サポートベルトの型式
CKA-03、FB-03	CKA-HAS
CGA-3、CKA-01、CKA-02、 FB-02、CKA-02T1、 CKA-02T2、CKA-02T3	CKA-HBS
CKA-04、CKA-04T1、 CKA-04T2、FB-04	CKA-HCS

当該製品の外観及び対応サポートベルトの外観等

#### 1) 当該製品の外観



(CKA-03)

#### 2) 対応サポートベルトの外観



(CKA-HAS)

(警告シール)



④消費者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだサポートベルトを入手されていない方は、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

(矢崎化工株式会社の問合せ先)

電話番号：0120-054-280

受付時間：9時～16時（土・日・年末・年始・5月の連休・  
8月11日～19日を除く。）

ホームページ：<http://www.kaigo-web.info/oshirase/tachiappu/201204/index.html>

(本発表資料の問合せ先)

消費者庁消費者安全課

(製品事故情報担当)

担当：大木、長井、川船<sup>かわふね</sup>

電話：03-3507-9204（直通）

FAX：03-3507-9290

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む)

該当案件無し

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201100051	平成23年4月1日	平成23年4月18日	ホームシアターシステム	LS-12 II	ポーズ株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品のアンブ基板のコネクタ部が焼失して周辺に著しい焼損が認められることから、コネクタ端子部が異常発熱して発火し、周辺の樹脂部に延焼したものと推定され、製品に起因する事故と考えられるが、焼損が著しく、事故原因の特定には至らなかった。	京都府	平成23年4月22日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201100589	平成23年4月	平成23年11月17日	照明器具	ZT-103	NECライティング株式会社	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。 調査の結果、当該製品の本体から環形蛍光管へ接続しているリード線が著しく焼損していることから、当該リード線がショートし、出火に至ったものと考えられるが、焼損が著しく、事故原因の特定には至らなかった。	秋田県	平成23年11月22日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201100618	平成23年11月14日	平成23年11月24日	手すり(床置き式)	CKA-03	矢崎化工株式会社	死亡1名	使用者(80歳代)が当該製品のパイプ間に首が挟まった状態で発見され、死亡が確認された。 当該製品は、上下2段の手すりがある床置き式介護手すりである。使用者の頭部が入り込んでいたすき間の寸法は、幅268mm、高さ168mmであった。 調査の結果、事故原因は、当該製品の上段手すりと下段手すりのすき間が、使用者の頭部が入り込む寸法であったため、何らかの原因により使用者の頭部が当該製品の手すりのすき間に入り込み、事故に至ったものと考えられる。 なお、事業者は当該事故を受けて、平成23年12月からホームページ及び製品同梱用のパンフレットにおいて、設置や使用上の注意等を掲載するとともに、販売店を通じてフレームに貼付する警告シールの配布を実施し、安全使用に関する注意喚起を行っている。また、平成24年4月から販売店を通じて手すりの枠内を狭める「サポートベルト」の無償配布を実施している。	奈良県	平成23年11月29日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201200310	平成24年7月5日	平成24年7月26日	蛍光ランプ	EFA12EL	株式会社オーム電機 (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、異臭がしたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。現在、原因を調査中。	東京都	
A201200311	平成24年7月19日	平成24年7月26日	照明器具	FPH- 7999SRZKFG (東芝ライテック 株式会社ブランド)	株式会社LDF(東芝 ライテック株式会社ブ ランド)	火災	当該製品を使用中、当該製品から出火する火災が発生し、当該製品を焼損した。現在、原因を調査中。	埼玉県	
A201200313	平成24年7月14日	平成24年7月27日	エアコン	SRK36ZF	三菱重工業株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、異音とともに当該製品から発煙し、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	静岡県	
A201200314	平成24年7月11日	平成24年7月27日	ウォーターサー バー	YO-01S	株式会社ナック (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品から出火する火災が発生し、当該製品を焼損した。現在、原因を調査中。	北海道	7月26日に消費者安全法の重大事故等として公表済事業者は、平成22年10月から当該製品の販売先に連絡し、バイメタル(温度調整部品)の交換を実施している

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201200312	平成24年6月28日	平成24年7月26日	電気蒸留水器	火災	集合住宅の一室を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	北海道	事業者が事故を認識したのは、7月17日
A201200315	平成24年7月15日	平成24年7月27日	エアコン(室外機)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品をエラー表示が出たまま使用していた状況を含め、現在、原因を調査中。	大阪府	7月26日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201200316	平成24年7月17日	平成24年7月27日	電気こんろ	火災	当該製品で鍋に入れた天ぷら油を加熱中、鍋の油から出火する火災が発生した。当該製品を使用したまま、その場を離れた状況を含め、現在、原因を調査中。	山形県	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故情報検討会及び第三者委員会合同会議において審議を予定している案件  
 該当案件無し

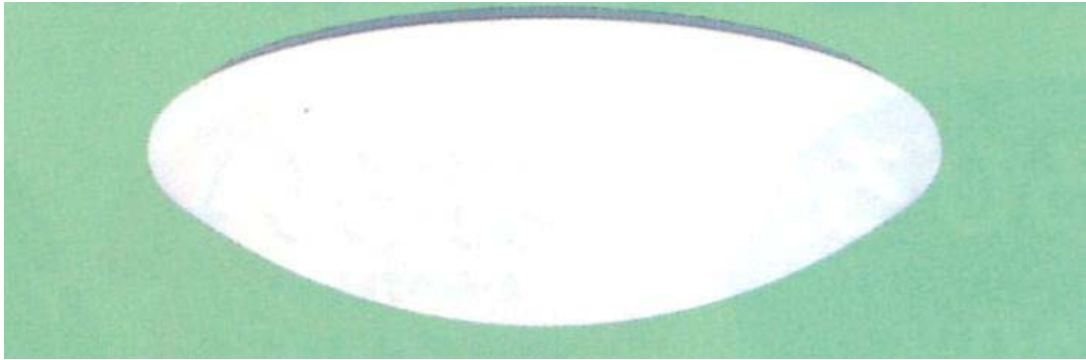
ホームシアターシステム（管理番号：A201100051）



蛍光ランプ（管理番号：A201200310）



照明器具（管理番号：A201200311）



エアコン（管理番号：A201200313）

